

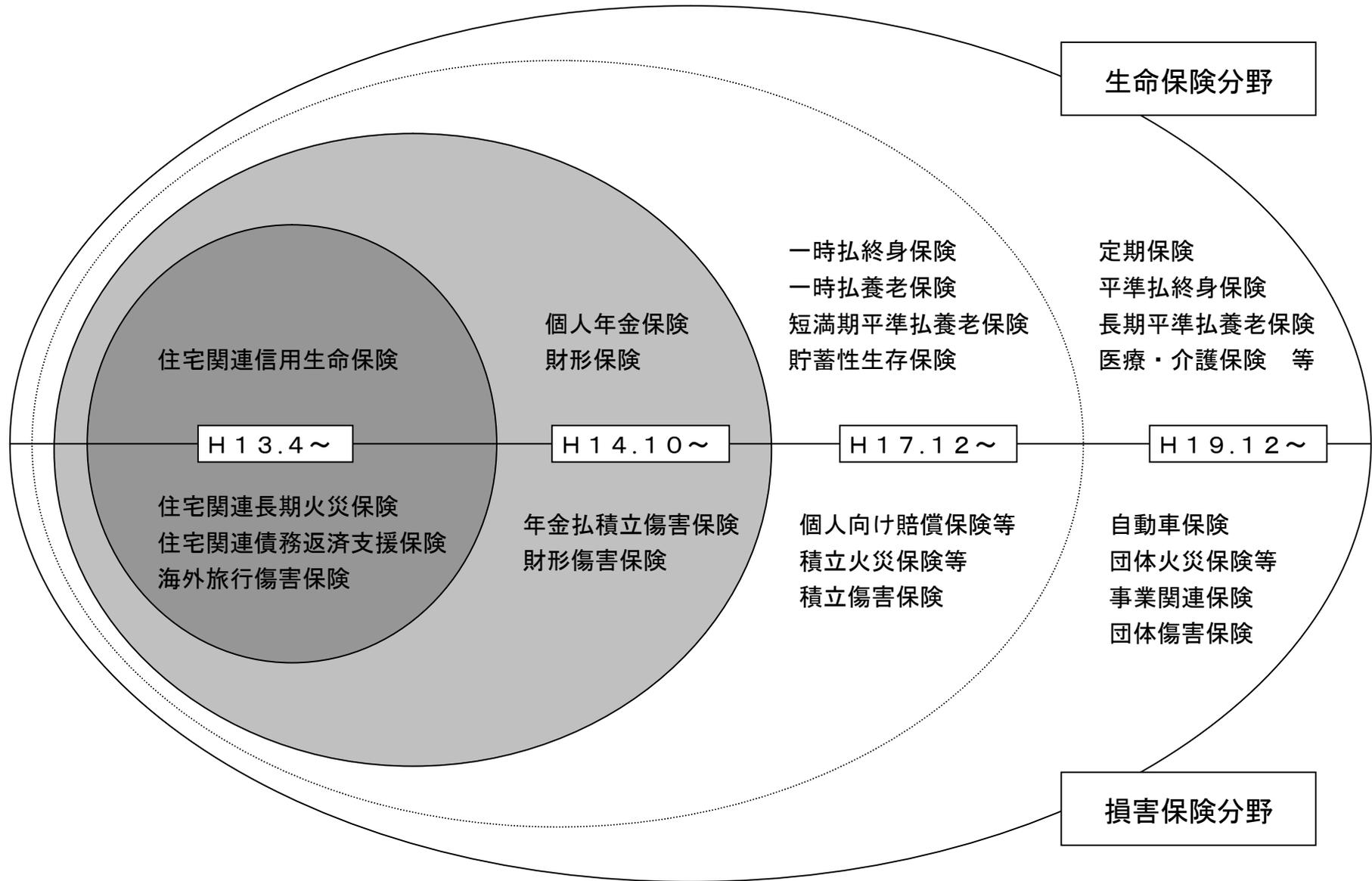
参 考 資 料

(銀行等による保険募集関係)

平成 19 年 9 月 18 日

金 融 庁

銀行等が販売できる保険商品の範囲



「銀行等による保険販売規制の見直しについて」
(平成16年3月31日 金融審議会第二部会報告)のポイント

○ これまでの経緯

- ① 13年4月 住宅ローン関連信用生命保険・長期火災保険・債務返済支援保険、海外旅行傷害保険
- ② 14年10月 個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険

○ メリットについての意見

- ① 保険商品の選択肢や商品に関する情報が増加し、利用者利便が向上。
- ② 販売システムの効率化による保険料の低廉化と、保険市場の拡大への期待。
- ③ 利用者のニーズに適合する商品開発の促進と、市場の発展への期待。
- ④ 販売できる商品の一部に限ると、保険市場全体の商品構成を歪めるおそれ。
- ⑤ 変化に対応したビジネスモデルの構築の観点からも、販売チャネルの多様化が必要。

○ 懸念される弊害（デメリット）についての意見

- ① 銀行等は融資先に対して強い影響力を有しており、圧力販売が行われるおそれ。
- ② 保障性の高い商品を販売する過程で入手する健康情報が、融資判断に流用されるおそれ。
- ③ 不当に加入しようとする者の第一次選択や、アフターケア等が十分に行われぬおそれ。
- ④ 引受保険会社のリスク管理能力を超えた販売や、保険会社の支配・系列化のおそれ。
- ⑤ 現下の状況では、銀行等は本来の業務に徹すべきではないか。
- ⑥ 新たな販売チャネルが既存の販売チャネルに与える影響についても、考慮する必要。

○ 考えられる弊害防止措置

- ① 銀行等の融資者としての影響力に基づく圧力販売や、銀行等が入手する健康情報の融資判断への流用についての懸念を踏まえ、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止」することが適当。
- ② 保険商品の販売で得た健康情報は、融資判断への流用防止のため、厳格に管理。その他の情報についても、適切に管理。
- ③ 銀行等の保険販売による保険会社等への影響については、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売の禁止」により相当程度緩和。保険会社が特定の銀行等に保険販売を過度に依存すること等について、何らかの対応が必要かどうか実務面も踏まえ検討。
- ④ 銀行等にコンプライアンス責任者を設置する等、適切な措置を講ずる必要。

○ 基本的方向性と実施時期

- 銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、以上のような弊害防止措置が適切に講じられることが前提。
- 実施時期については、メリットの実現を目指す観点から、できるだけ早期が望ましい。その際、銀行等での販売体制の整備や弊害防止手続きの確立等のための準備期間を設ける等、円滑な実施を図る必要。
- 以上を踏まえ、銀行等による保険販売規制の見直しについては、例えば1年後から段階的に行うこととし、新たな弊害防止措置の実効性をモニタリングしながら、遅くとも3年後には銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当。今後、本報告の趣旨を踏まえ、速やかに適切な措置を講じるよう期待。

銀行等による保険販売規制の見直しの概要

1. 新たな弊害防止措置

- (1) 融資先販売規制：以下の先に対する保険募集を制限（既解禁商品を除く。）。
 - 事業資金の融資先である法人、その代表者及び個人事業主
 - 事業資金の融資先である小規模事業者（従業員数 50 人以下の企業）の役員・従業員
- (2) 事業資金の融資業務と保険募集の担当者を分離（既解禁商品を除く。）。
- (3) 融資の申込者に対する融資審査期間中の保険募集を禁止（既解禁商品を除く。）。
- (4) 引受保険会社の商号の明示、契約内容に係る情報提供を含む保険募集指針の策定・公表・実行を義務付け。
- (5) 保険募集に係る法令遵守責任者を営業単位ごとに設置することを義務付け。
- (6) 子会社等を通じた融資先販売規制等の潜脱行為を禁止。 等

2. 中小金融機関の特例

- (1) 営業地域が限定された中小金融機関について、生命保険等の保険募集を小口（契約者一人当たり保険金額 1000 万円以内）に限る場合は、
 - 従業員等への保険募集が制限される小規模事業者を従業員数 20 人以下の企業とする。
 - 事業資金の融資業務と保険募集の分離について、厳格な担当者の分離に代わる措置を講ずることができる。
- (2) 協同組織金融機関について、生命保険等の保険募集を小口（同上）に限る場合は、
 - 融資先である会員又は組合員に対する保険募集ができる。

3. 段階的な実施

- (1) 施行日（平成 17 年 12 月 22 日）より、以下の商品を先行解禁。
 - 生命保険：一時払終身保険、一時払養老保険、保険期間 10 年以下の平準払養老保険（法人契約を除く。）、貯蓄性の生存保険
 - 損害保険：自動車保険以外の個人向け保険（事業関連の保険、団体契約等を除く。）
 - 第三分野：積立傷害保険
- (2) 施行日から 2 年間、銀行等による保険募集の実施状況等をモニタリングし、新たな弊害防止措置の実効性を確認して、全面解禁に移行する。ただし、モニタリングの結果必要な場合には全面解禁の実施時期の見直しを行う。

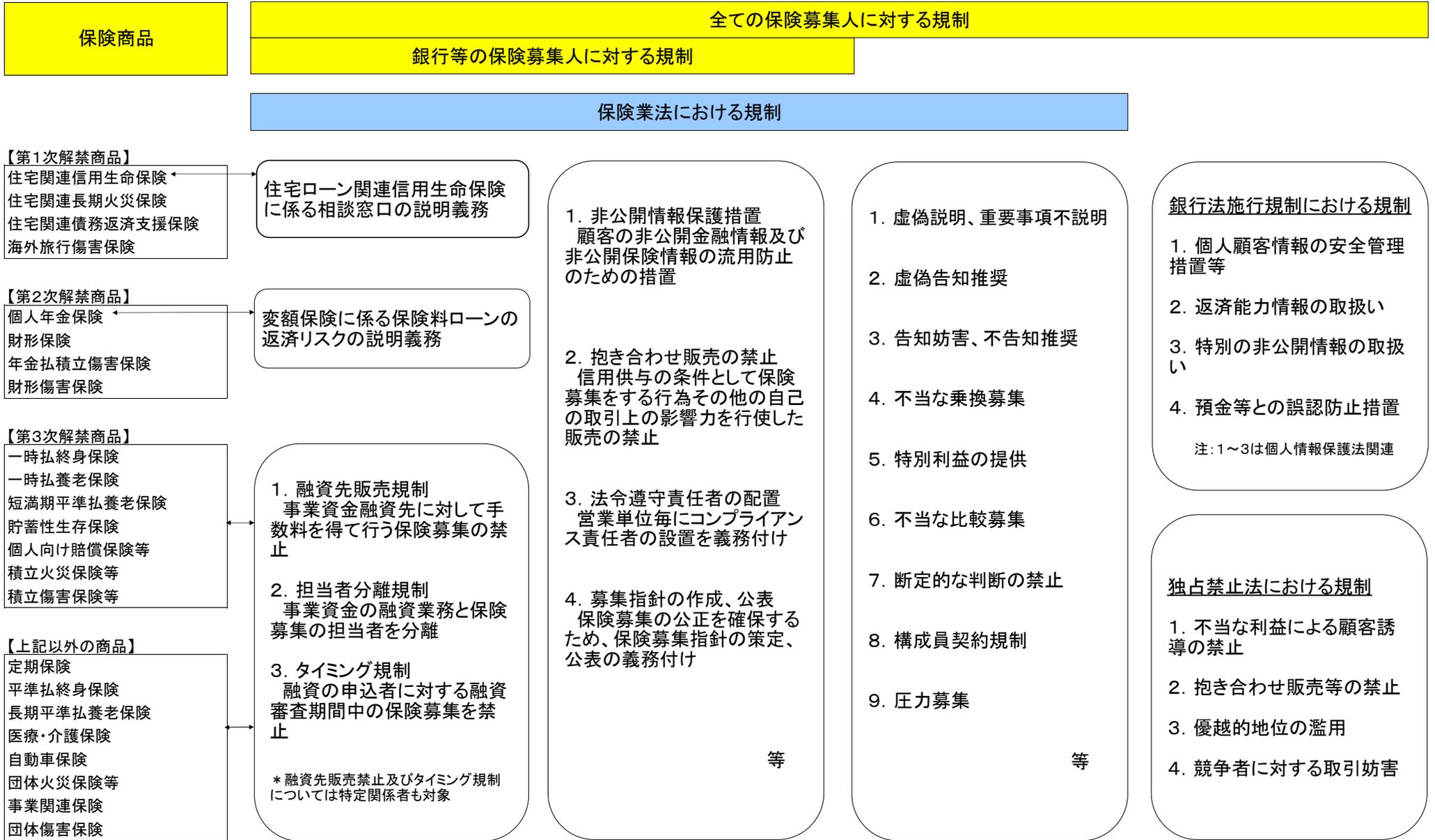
○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 17 年内閣府令
第 84 号）（抄）

附 則

- 1 この府令は、平成十七年十二月二十二日から施行する。ただし、
第一条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」と
いう。）第二百十二条第一項第六号、第四項各号、第二百十二条の二
第一項第八号、第四項及び第五項並びに第二百十二条の五第一項第
七号及び第八号の規定は、平成十九年十二月二十二日から施行する。

- 3 第一項ただし書に規定する日については、銀行等又はその役員若
しくは使用人による保険募集の実施の状況並びに当該保険募集の公
正な実施及び保険会社の業務の適切な運営のために講じられた措置
の状況を検証し、保険契約者等の保護のために必要な場合には見直
しを行うものとする。

保険募集に係る規制一覧



各弊害防止措置に対する体制整備の状況

～ 銀行等および保険会社へのアンケート調査等を通じた実態把握 ～

アンケート調査の目的等

調査目的： 銀行等及び保険会社において、それぞれが講じている各弊害防止措置に対する体制の整備状況をできるだけ広範に把握するとともに、各弊害防止措置の有効性を網羅的に検証する目的で実施したもの。

調査対象：(銀行等)主要行等^(注)18行、地方銀行協会加盟64行、第二地銀協会加盟45行、信用金庫111金庫、信用組合59組合の計297の金融機関
(保険会社)生保会社30社、損保会社18社の計48の保険会社

調査方法：郵送等(各業界団体経由)による任意調査

調査時期：平成19年3月7日～4月6日(以降に実施した追加的調査を除く。)

調査項目：【銀行等に対するアンケート】

- (主なもの)
- (1) 融資先販売規制関係(銀行等保険募集制限先の確認の事務フロー等)
 - (2) 融資担当者分離規制関係(融資担当者と保険募集人との同行についての制限の有無等)
 - (3) タイミング規制関係(規制遵守のための体制整備の状況等)
 - (4) 非公開情報保護措置関係(顧客から事前同意を取得する事務フロー等)
 - (5) 保険募集指針の策定関係(顧客に説明している保険契約に係るリスクの所在及びその説明方法等)
 - (6) 法令等遵守責任者の配置関係(コンプライアンス責任者の業務内容等)
 - (7) 保険会社からの委託業務の的確遂行及びその他銀行業務への影響排除関係(保険募集に係る法令等遵守に関する内部検査の実施状況等)
 - (8) 圧力販売防止規制関係(圧力販売を未然に防止するための対策)

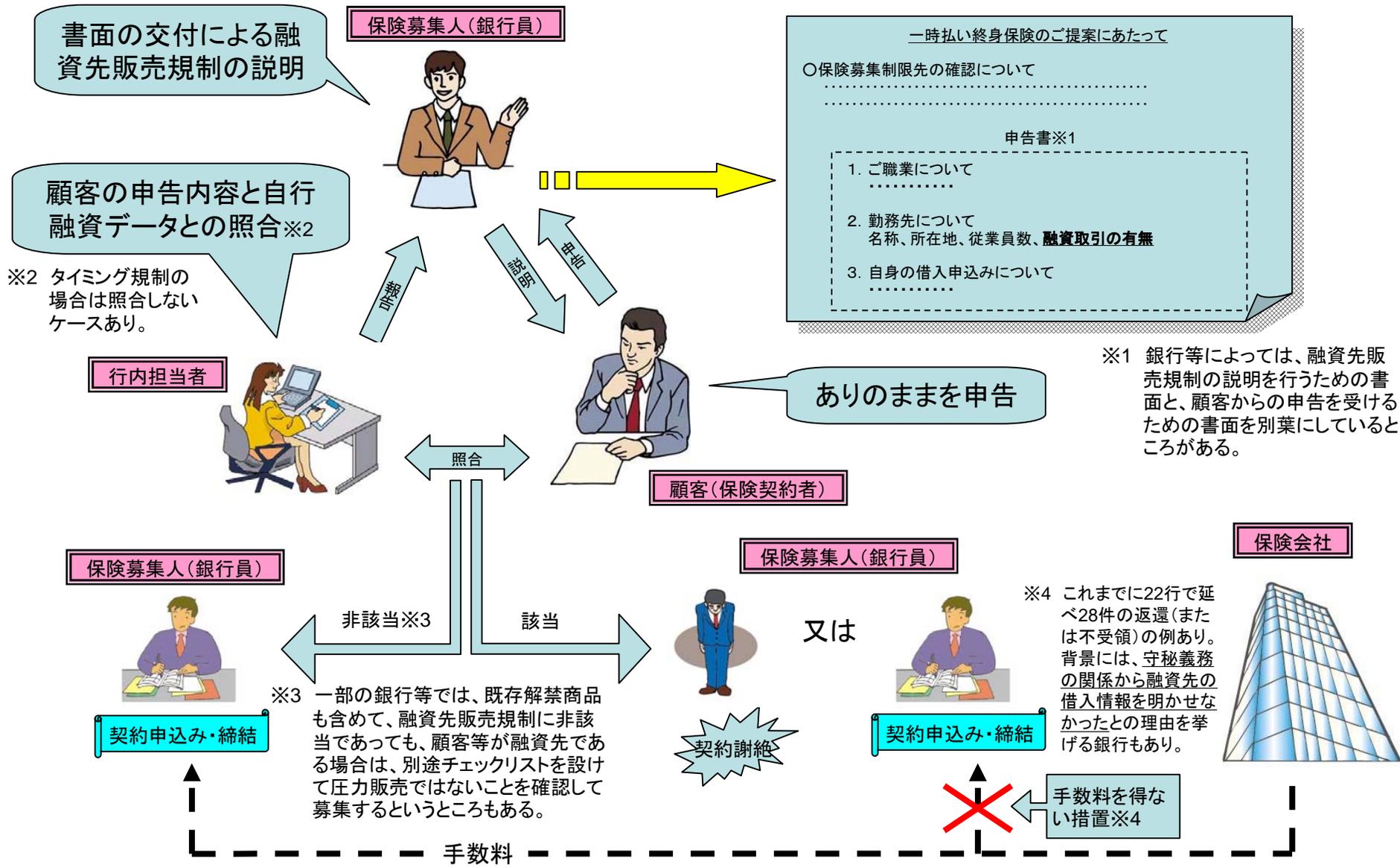
【保険会社に対するアンケート】

- (1) 保険募集の委託の方針の策定関係(委託方針で定めている項目の考え方)
- (2) 銀行等の保険募集の状況の的確な把握関係(銀行等代理店の管理の体制等)

(注)「主要行等」とは、みずほコーポレート銀行を除く主要行(みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行及び住友信託銀行)、新生銀行、あおぞら銀行、埼玉りそな銀行、新しい形態の銀行3行、オリックス信託銀行、外国銀行3行をいう。

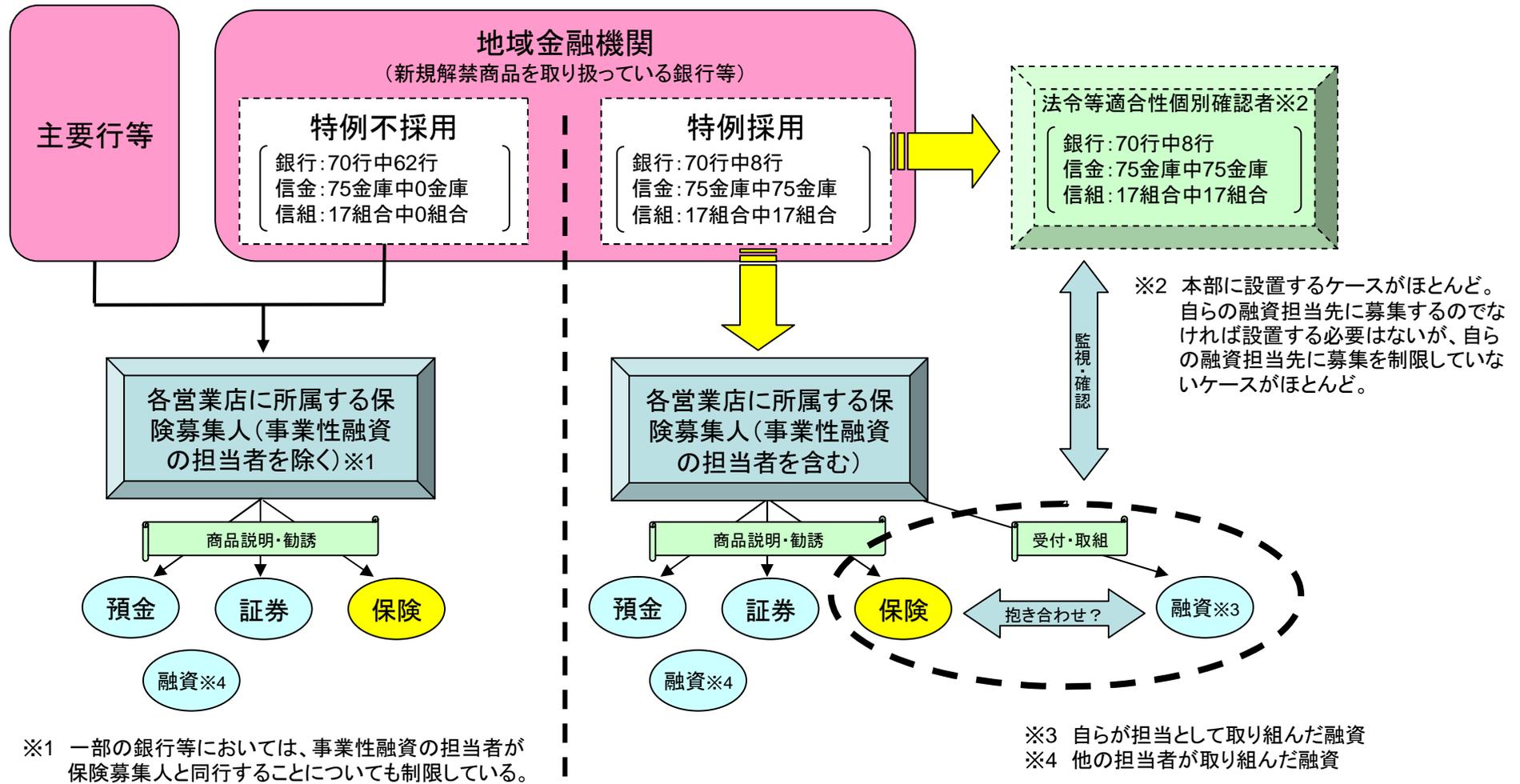
融資先販売規制及びタイミング規制遵守のための体制の整備の状況

多くの銀行等では、概ね以下のような流れで、融資先販売規制及びタイミング規制に係る確認業務を行っている。



担当者分離規制遵守のための体制の整備の状況

多くの銀行等では、概ね以下のような体制で、担当者分離規制の遵守を図ることとしている。



原則

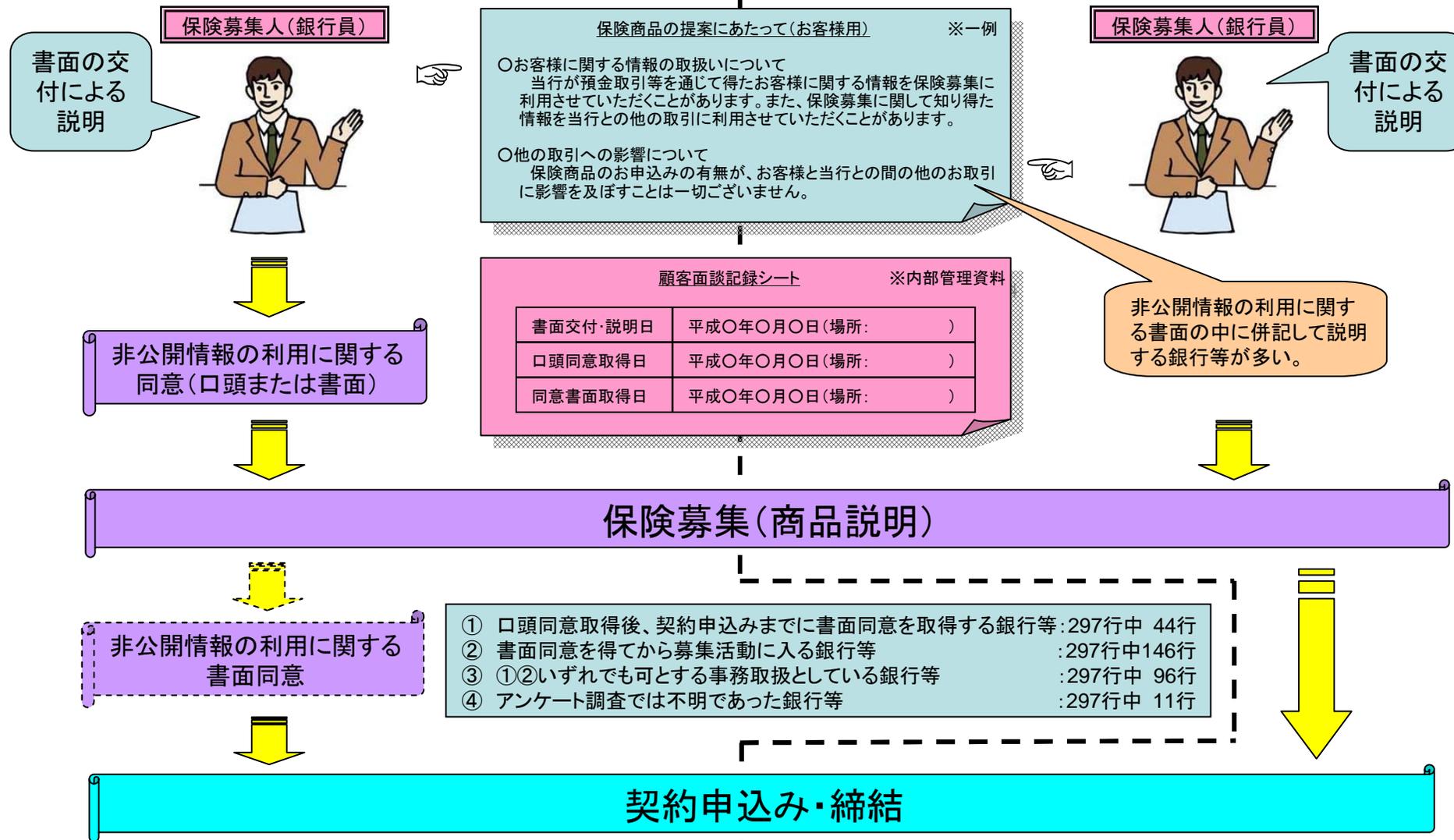
特例(中小金融機関特例)※5

※5 特例を採用した銀行等は、保険金額が第一分野、第三分野それぞれに、保険契約者一人当たり1000万円に保険募集を制限する必要がある。

非公開情報保護措置遵守のための体制の整備の状況(対面の場合)

優越的地位の不当利用禁止のための体制の整備の状況

多くの銀行等では、概ね以下のような流れで非公開情報保護措置及び優越的地位の不当利用禁止に係る規制を遵守するための体制整備を図っている。



銀行等の保険募集の指針に定めた事項の実施状況

多くの銀行等では、概ね以下のような事項を保険募集指針に定めている。

(保険契約に係るリスクの所在の説明)

- ・ いずれの銀行等においても、所属保険会社が作成した契約概要、注意喚起情報、契約のしおり等を用いて説明している。

(顧客の自主的な判断による選択を可能とする情報提供)

- ・ 複数商品を扱っている銀行等においては、概ねどの銀行等でも保険取扱商品一覧を作成し、商品内容等の情報提供を行っている。
- ・ 取扱商品数は、保険種類により、または銀行等により大きく異なるが、現在保険販売の中心となっている個人年金保険についてみると、主要行、地域銀行では概ね10前後の商品が、信用金庫では概ね5前後の商品が販売されている。
一方、新規解禁商品については、一時払終身保険を除き取り扱っていない銀行等も多数存在しており、一時払終身保険にしても取扱商品数はあまり多くはない。

(苦情・相談の受付先の明示及び適切な顧客対応を行うための措置)

- ・ いずれの銀行等においても、保険募集指針に苦情・相談の受付先を明示している。

(保険募集時の説明記録等の管理・保存体制)

- ・ 概ねどの銀行等においても、保険募集の時の説明記録は、保険期間の終了まで管理・保存する体制となっている。
- ・ 保険契約の締結に至らなかった契約についても、多くの銀行等で1年以上管理・保存することとしている。
- ・ 多くの銀行等においては、苦情・相談に係る面談記録を保険期間の終了まで管理・保存する体制となっている。

※ 上記は、監督指針Ⅱ-3-3-9-3(銀行等の保険募集指針)で定めることが求められている主な事項に対する対応

銀行等の保険募集に関する内部管理体制

多くの銀行等には、概ね以下のような内部管理体制が存在する。

法令等遵守責任者の配置(営業単位毎)

指揮・命令

法令等遵守統括責任者の配置(本店)

(具体的業務)

- ・ 日常における各種帳票精査を通じた法令等遵守状況の監査
- ・ 定期的な店内検査等を通じた法令等遵守状況の監査
- ・ 部店内の状況にあった内部管理体制の整備・強化
- ・ 保険募集に関するコンプライアンス研修の実施
- ・ 法令等遵守統括責任者との連絡・調整

専用チェックシート(契約者・被保険者の確認、リスク説明の確認、適合性の確認、募集人資格の確認等)の検証

等

※ 一部の銀行等においては、法令等遵守責任者が保険募集を行うことを禁止している。

定期的な部店内検査の実施

業務監査部門の定期的な監査の実施

委託保険会社による

- ・ 定期的または随時の代理店指導
- ・ 定期的な代理店検査の実施

当局検査の実施

平成18年1月以降約350の銀行等に検査を実施しており、その中で保険業務の適切性についても検証。

保険会社における銀行等の保険募集の状況の的確な把握の状況

多くの保険会社では、概ね以下のような体制で銀行等における保険募集の状況の的確な把握に努めている。

- 各保険会社が保険募集の委託の方針で定めている内容は、概ね以下のとおり。

(委託銀行の選定の考え方)

- ・ 生保、損保ともに、法令等遵守状況を選定理由に挙げるところが最も多い。

(委託する保険種目)

- ・ 必ずしも各社具体的な保険種目を記載しているわけではないが、具体的な保険種目を記載しているところで見ると、生保では、個人年金が17社、一時払終身保険が10社、一時払養老保険が4社、平準払短満期養老保険が3社となっている。損保では、火災保険が10社、積立傷害保険が8社となっている。

(想定される販売量の設定)

- ・ 多くの保険会社においては、委託先の販売姿勢や競合他社の動向等を勘案して毎年想定販売量を定めている。

(実施する販売支援メニュー)

- ・ 実施している販売支援メニューをみると、生保、損保ともに、各種教育・研修の実施、販売促進のための資料・物品の提供を挙げるところが多い。

- 銀行等における保険募集の状況の的確な把握のために、多くの保険会社では、以下のような措置を実施している。

- ・ 銀行等で保険加入をした顧客専用のコールセンターの設置(生保30社中18社、損保18社中3社)
- ・ 銀行員専用のサポートデスクの設置(生保30社中27社、損保18社中6社)
- ・ 銀行チャネル専用の点検・検査マニュアルの作成(生保では30社中26社、損保では18社中9社)

- 現状では、多くの保険会社においては銀行等への委託商品がごく一部に過ぎないこともあり、約半数の保険会社では、銀行等による過剰な保険募集により保険会社の経営管理上のリスクが生じる水準を設定していない。